

第121回京都市消費生活審議会

1 開催概要

- (1) 日時 令和3年3月25日(木) 午後3時から午後5時まで
- (2) 場所 京都市消費生活総合センター研修室
- (3) 出席者 ○消費生活審議会委員16名(五十音順)
門谷 晴雄 委員, 佐久間 毅 会長, 高橋 広行 委員,
鉄尾 紀美子 委員, 中川 典子 委員, 中村 千恵美 委員,
西川 邦臣 委員, 原 敏之 委員, 野々山 宏 委員,
松井 元子 部会長, 松尾 健一 委員, 村上 岳 委員,
森 義治 委員, 吉田 美由 委員, 吉政 知広 部会長,
渡邊 孝子 委員

●京都市

文化市民局

局長 別府 正広

くらし安全推進部長 並川 哲男

消費生活総合センター長 喜多村 正一 ほか

2 傍聴者

6名

3 開会

- (1) 京都市文化市民局長 挨拶
- (2) 京都市消費生活審議会会長 挨拶

4 審議内容等

議事

- (1) 第3次京都市消費生活基本計画の素案(案)について

○佐久間会長

まず、議事(1)について、事務局から説明願う。

～ 事務局から、資料1, 資料2, 参考資料について説明 ～

○佐久間会長

ただ今の説明に対して、何か御質問や御意見があればお願いしたい。

○村上委員

素案1ページ、消費生活施策の推進に関する基本理念の消費生活における重要な3つの視点に「食文化、始末の文化等京都固有の生活文化の尊重」が挙げられているが、この文言は市民にとって分かりにくいのではないか。注釈に、概要を記載するとともに、フードロス問題等の背景が挙げられていると分かりやすいと思う。

●事務局

基本理念に掲げている消費生活における重要な3つの視点は、条例の文言を引用している。素案本文の中で、京都固有の生活文化について具体的な説明しているが、より分かりやすくなるよう努めたい。

○佐久間会長

村上委員のおっしゃるとおり、一般的な市民がこの素案を読むと、1ページ目から消費者権など聞き慣れない言葉が使われているため、困惑してしまう可能性がある。そのため、本計画があくまでも京都市消費生活条例に基づいて策定されるものであることを1ページ目から条例上の文言を用いて記載するとともに、計画を策定するに当たっての背景等の説明があればより分かりやすいものになると思う。

○村上委員

素案6ページ、消費生活行政における今後の課題の新型コロナウイルス感染症等、非常時における消費行動において、昨年からの買占め等の消費者の合理的でない消費行動が話題となっているが、消費者が自らの消費行動が社会に与える影響を考えるとともに、スーパー等の小売業者も商品の在庫等に関する情報を積極的に消費者に提供する必要があると思う。

また、素案8ページ、エシカル消費の普及促進について、記載されている文言から内容を理解することはできるが、具体的な行動例が分からないので、イラスト等で分かりやすくしてみればどうか。

●事務局

エシカル消費の概念は一般的でないため、啓発手法を工夫する必要があると考えている。計画にイラストを掲載することは考えていないが、エシカル消費の普及促進事業として、消費者に分かりやすくエシカル消費を普及啓発できるよう、今後も様々な手法を採り入れながら取組を推進していきたい。

○村上委員

素案15ページ，基本方針3（消費者教育の推進）について，小学生を対象とした消費者教育を推進する主体は学校等だけでなく，児童館や放課後児童クラブの職員，子育て支援員等についても，消費者教育を推進する主体となり得ると思う。

●事務局

施策目標6では消費者教育を推進する主体として，学校等，地域社会，家庭を掲げている。（個別施策⑭～⑯）ただ今の質問については，地域社会における消費者教育の推進に該当すると思われるが，それぞれが消費者教育を推進する主体となる旨を分かりやすくなるよう努めたい。

○野々山委員

後日，本日とりまとめられた「京都弁護士会から京都市消費生活基本計画の骨子案に対する意見」を京都弁護士会から送付するので，是非計画に反映していただきたいが，強調したい所を幾つか述べたい。

まず，素案5ページ，計画を着実に推進する仕組みの（2）国・他都道府県との連携の最後の3行で，「これまで実施してきた消費生活施策の水準を維持し今後も継続して実施するため必要な財源を継続的・安定的に確保するよう国に対して強く要請していく」，と記載されているが，国の交付金がいつまで続くか分からない状況において，自主財源の確保に努めることも素案に記載していただきたい。

●事務局

国からの財政的支援として，地方消費者行政交付金が挙げられるが，事業メニューによっては事業費が全額補助されないため，当該事業等については，自主財源の確保が必要である。そのような意味で，国からの財政的支援を要請するとともに，今後も継続して自主財源の確保に努めていきたい。

○野々山委員

また，素案6ページ，消費生活行政における今後の課題として，条例や条例施行規則の見直しの検討と記載されているが，内容が抽象的である。特定商取引法や消費者契約法がどのように改正されたのか記載するとともに，不招請勧誘が問題視されている現状を踏まえ，訪問お断りステッカー等の貼付を訪問販売の拒絶の意思として条例施行規則に位置付けること等を本市における消費生活行政の不十分な点として明記する必要がある。具体的な内容は京都弁護士会の意見書に記載のとおりである。

●事務局

個々具体的な内容については、基本計画策定後に課題整理する必要があるが、基本計画本文に書き込む予定はない。

○佐久間会長

基本計画本文に個々具体的な内容を記載すると、その内容について議論をしていないにもかかわらず審議会全体の意思を決定することになってしまう。そのため、不招請勧誘におけるお断りステッカーの位置付け等についての具体的な議論は、計画策定後に苦情処理部会で議論をする予定である。

○野々山委員

計画策定後に議題となるという認識で間違いはないか。

●事務局

現時点において法律と条例及び施行規則の解釈にかい離があるため、条例及び施行規則の見直しやこれらの運用の見直しについて検討する必要があることは重々承知している。佐久間会長がおっしゃるとおり、議題に対する具体的な検討は、計画策定後に苦情処理部会で議論をしていただく。

○野々山委員

また、素案8ページ、重点取組として消費者安全確保地域協議会の設置と記載されているが、これは非常に重要なことであると認識している。そのため、当協議会の機能が素案で記載されている「消費者被害の掘り起こし」「高齢者の消費者がそれぞれの持つ潜在能力を発揮することのできる環境の整備」などの形式的なものではなく、消費者被害を消費生活総合センターへ迅速につなぐことができる実質的な機能を備えていただきたい。

●事務局

素案本文に記載のとおり、当協議会の設置は、被害に遭っている認識の薄い高齢者が消費者被害に巻き込まれないよう、センターをはじめ様々な主体が目配り・気配りすることにより、高齢者における消費者被害を実質的に救済するための体制であると認識している。そのため、御指摘のとおり形式的なものとならないよう努めたい。

○野々山委員

また、京都市は人員の面で執行体制が十分であるとは言えないため、素案12ページ、施策目標3（取引の適正化）の主な推進施策として、執行体制の充実・強化を挙げていただきたい。

○佐久間会長

私からも一点。施策目標ごとに設定されている主な推進施策は、既存のものが全てか。新しく追加したものがあれば教えてほしい。

●事務局

例えば、施策目標3の主な推進施策では、①適格消費者団体との定期的な情報交換・意見交換の実施等、連携の強化、②京都市消費生活条例施行規則等の改正及び運用の見直しに向けた検討、を新たに追加している。

執行体制の充実強化については、素案への反映を検討したい。

○野々山委員

最後に、素案15ページ、基本方針3（消費者教育の推進）について、エシカル消費や消費者教育の重要性は認識しているが、加えて、来年から、民法改正により成年年齢が引き下げられることを踏まえると、未成年の消費者に求められている能力は、素案に記載されている「自己実現を図るための能力」だけでなく、被害に遭わない、被害から救済されるための能力も必要となる。その視点を記載してはどうか。

●事務局

より具体的な内容となるよう検討したい。

○門谷委員

事業者側の立場として、素案5ページ、計画を着実に推進する仕組みの（4）事業者・次号者団体との連携で記載されている消費者志向経営の説明が理解できないため、具体例を記載してはどうか。

●事務局

消費者志向経営については、素案18ページ、個別施策②で詳細を記載しているが、素案の構成について、分かりやすくなるよう検討したい。

○中川委員

素案6ページ、消費生活行政における今後の課題の消費者の多様化で記載されている、高齢者がそれぞれの持つ潜在能力を発揮することのできる環境とは具体的にはどういったことを指しているのか、また、素案8ページ、重点取組のエシカル消費の普及促進ではSDGsの「つくる責任 つかう責任」を掲げているが、つくる側である事業者にはどのような取組を促進するのか教えてほしい。

●事務局

高齢者が潜在能力を発揮することのできる環境とは、消費者安全確保地域協議会等により消費者被害を未然に防止することで、高齢者が安心して本来持っている能力を十分に発揮できる環境と考えている。事業者に対する取組としては素案18ページ、施策目標9（消費者、事業者、行政間の信頼向上、連携・協働の促進）で具体的な内容を記載している。

○佐久間会長

素案の構成上仕方ないと思うが、具体的な内容が後のページに記載されていることが多いため、初めて読む人にとっては少し分かりにくいと思う。構成について工夫する必要がある。

●事務局

素案の全体構成について、分かりやすいものになるよう見直したい。

○原委員

近年においては、デジタル化の進展がめざましく、時代の流れがとても速く感じる。デジタル化により、消費者の消費行動も大きく変化しているため、時代の流れに取り残されないよう、高齢者に限らず全ての消費者が安心安全に暮らすことができる視点を持って計画を策定していただきたい。

○佐久間会長

消費者が時代の流れに取り残されないよう、消費者教育をはじめ、取組を一層推進する必要がある。

●事務局

デジタル化については、素案6ページ、消費生活行政における今後の課題として採り上げており、時代の変化に対応した消費者教育を推進していく旨を、基本方針3（消費者教育の推進）に記載している。

○西川委員

素案8ページ、重点取組の消費者安全確保地域協議会の設置について、これは法律に明記されているものなのか。また、問題が潜在化する傾向にあるのは、必ずしも高齢者だけではないため、対象を広げてもよいのではないか。

●事務局

消費者安全確保地域協議会とは、消費者安全法に記載されている文言である。また、御指摘のとおり、法律上、当協議会の対象は、特に配慮を要する消費者と記載されており、高齢者に限定されているものではない。本市として、当協議会は、日常の消費生活相談を踏まえ、悪質商法等の被害となる可能性の高い高齢者に特化したものと考えているが、記載方法等について工夫したい。

○吉田委員

素案15ページ、基本方針3（消費者教育の推進）について、施策目標9の個別施策⑭～⑯に学校等、地域社会、家庭における消費者教育の推進が挙げられているが、これは個々が個別施策として独立するものではなく、互いに親密な関係にある。そのため、これらが相互に連携して取組を推進していくことが分かるような文言を記載してはどうか。

●事務局

当該個別施策について、互いが連携して取組を推進していくことが分かるよう文言を工夫したい。

○渡邊委員

素案15ページ、基本方針3（消費者教育の推進）の施策目標6（戦略的な消費者教育の推進）を詳細に記載してはどうか。

○松尾委員

他の委員からも指摘があるが、全体の構成について、初めて読む人にとっては分かりにくいと思う。そもそもこの計画がどのようなものか分からない。そのため、冒頭に素案9ページに記載されているような表を挿入したら分かりやすいと思う。

●事務局

御指摘のとおり、全体の構成について、1ページ目の冒頭から条例の説明があり、2ページで基本理念について記載されているため、初めて読む人にとっては難解であると思われる。より分かりやすくなるよう、冒頭の構成については、計画が何のために策定されているのか、その背景を論じたうえで、計画がどのような位置付けになるか記載したい。施策目標についても、より具体的に記載したい。

○野々山委員

審議会の議事録等の情報開示を速やかに実施していただきたい。

●事務局

承知した。

○佐久間会長

意見も出そろったようなので、京都市においては、頂戴した御意見を素案に反映するとともに、御検討いただければと思う。

これで本日の審議を終えさせていただき、最後に、事務局から御発言願いたい。

～ 暮らし安全推進部長 挨拶～

○会長

以上をもって、第121回京都市消費生活審議会を終了する。

(終了)